

平成22年度

後期高齢者医療保険料額が確定

平成21年分の所得が確定したことにより、後期高齢者医療保険料の本算定を行いました。

■保険料の額

所得に応じて納めていただく「所得割額」と、所得にかかわらず一人ひとりが均等に納めていただく「均等割額」の合計額になります。平成22年度の保険料は、平成21年中の所得に基づいて計算します。

【計算式】

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 } 38,645\text{円} + \left(\text{平成21年中の総所得金額等} - \text{基礎控除額}(33\text{万円}) \right) \times \text{所得割 } 7.18\%$$

■保険料の支払方法

「特別徴収」と「普通徴収」があります。

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払い(年金天引き)いただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書が口座振替でお支払いいただきます。

年金天引きを中止し、口座振替による納付方法に変更される場合は申請が必要です。

※平成22年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知を、今月に郵便でお送りします。

詳しくは、保険年金課または各支所地域窓口課までお問い合わせください。

保険料の納め忘れはありませんか？

この制度では、被保険者の一人ひとりから保険料を納付いただいています。お手元に納付書や督促状がないか、もう一度ご確認ください。未納の保険料があれば早急に納入いただきますようお願いいたします。

※保険料の未納が続きますと、保険証の有効期限が短くなる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ 保険年金課 後期高齢者医療係
☎ 65-0689 ☎ 63-4618

7月は企業内同和問題啓発強調月間

見つめよう 自分の言動 相手の気持ち

人権標語最優秀作品
(株)滋賀銀行大原支店

市では、企業の経営者や従業員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを推進するため、企業を訪問し啓発に努めています。

明るく働きやすい職場となるよう啓発強調月間を機会に職場の見直しをお願いします。

「甲賀市企業人権啓発推進協議会」
ホームページ
<http://www.mcv.zap.ne.jp/koka-kijinkyou/>

問い合わせ 商工観光課 労政係
☎ 65-0710 ☎ 63-4087

- 甲賀市推進委員会の取り組み
- 法務大臣メッセージ伝達式(7月1日)

社会を明るくする運動は、すべての人が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える甲賀のチカラ

～声を合わせるコトは、心を逢わせるコト。～

君の声を聞かせて。

7月は、社会を明るくする運動強調月間

- 第60回「社会を明るくする運動」甲賀市推進委員会(社会福祉課)
- ☎ 65-0700 ☎ 63-4085

- 社会を明るくする運動「作文募集(市内・中学生対象)」
- ミニ集会、一般公開ケース研究会の実施(市内各地)
- 中学生からの標語募集と優秀作品の掲示
- のぼり旗の設置およびポスター掲示
- 有線放送、防災行政無線、甲賀ケーブルネットワーク、電光掲示板、広報車等による広報

- 市内の駅、大型量販店店頭等での街頭啓発(7月1日)
- 日・水口社会福祉センター)